

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

令和6年3月21日
企画管理部教育総務課
043-223-4142

1 改正理由

- (1) 令和6年度組織の見直し
(第2条、第8条、第8条の2、第14条、第67条、別表第1)
- (2) 部長専決事項の見直し(別表第1)

2 改正内容

(1) 令和6年度組織の見直し

県立高校統括監を新設し、教育施設課大規模改修室長の職位を主幹から副技監へ変更するため、所要の規定整備を行う。

新	旧
<p>(用語の定義) 第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 <u>学校危機管理監又は県立高校統括監 組織規則第二十八条に規定する学校危機管理監又は県立高校統括監をいう。</u></p> <p>(部長の代決者) 第八条 <u>(削る。)</u></p> <p><u>(学校危機管理監の代決者)</u> 第八条の二 <u>学校危機管理監に事故がある場合は、主務課長がその事務を代決する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(本庁の部長等の専決事項) 第十四条 2 前項の規定によるもののほか、学校危機管理監の専決できる事項は、所掌する事務のうち<u>教育長</u>が指定する事項とする。</p> <p>(職員の服務) 第六十七条 職員(県立学校の職員を除く。)の服務については、別に定めるものを除き、千葉県職員服務規程(平成十七年千葉県訓令第五号)の規定の例による。この場合において、同規定中「人事課長」とあるのは「企画管理部教育総務課長」と、「総務部長」とあるのは「企画管理部長」と、「所属長」とあるのは「教育次長、理事、<u>本庁の部長、学校危機管理監及び県立高校統括監</u>にあつては教育長、本庁</p>	<p>(用語の定義) 第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 <u>学校危機管理監 組織規則第三十一条に規定する学校危機管理監をいう。</u></p> <p>(部長の代決者) 第八条 <u>4 前各項の規定にかかわらず、学校危機管理監が置かれている部において部長に事故のあるときは、当該学校危機管理監が担当する事務については当該学校危機管理監がその事務を代決する。</u></p> <p><u>(学校危機管理監の代決者)</u> 第八条の二 <u>学校危機管理監に事故がある場合は、本庁の次長が置かれているときにあつては本庁の次長が、本庁の次長が置かれていないときにあつては主務課長がその事務を代決する。</u> <u>2 本庁の次長が置かれている場合において、学校危機管理監及び本庁の次長がともに事故があるときは、主務課長がその事務を代決する。</u> <u>3 本庁の次長が置かれていない場合において、学校危機管理監及び主務課長がともに事故があるときは、主務課の属する部の主管課長がその事務を代決する。</u></p> <p>(本庁の部長等の専決事項) 第十四条 2 前項の規定によるもののほか、学校危機管理監の専決できる事項は、所掌する事務のうち<u>主務部長</u>が指定する事項とする。</p> <p>(職員の服務) 第六十七条 職員(県立学校の職員を除く。)の服務については、別に定めるものを除き、千葉県職員服務規程(平成十七年千葉県訓令第五号)の規定の例による。この場合において、同規定中「人事課長」とあるのは「企画管理部教育総務課長」と、「総務部長」とあるのは「企画管理部長」と、「所属長」とあるのは「教育次長、理事<u>及び本庁の部長</u>にあつては教育長、<u>学校危機管理監</u>、本庁の次長、参事、副</p>

の次長、参事、副参事、副技監、本庁の課長、教育事務所長及び教育機関の長にあつては主務部長、担当課長並びに副課長及びこれに相当する職以下の本庁の職員にあつては主務課長、教育事務所及び教育機関の職員にあつては当該教育事務所又は教育機関の長」と、「出先機関」とあるのは「教育事務所又は教育機関」と、「所長」とあるのは「教育事務所の所長又は教育機関の長」と、「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

参事、本庁の課長、教育事務所長及び教育機関の長にあつては主務部長、担当課長並びに副課長及びこれに相当する職以下の本庁の職員にあつては主務課長、教育事務所及び教育機関の職員にあつては当該教育事務所又は教育機関の長」と、「出先機関」とあるのは「教育事務所又は教育機関」と、「所長」とあるのは「教育事務所の所長又は教育機関の長」と、「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

別表第一（第十四条）

三 その他の事務

課名	部長専決事項	課長専決事項
各課共通	<p>二 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長の旅行を命令し、（略）</p> <p>三 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長の年次休暇（略）</p> <p>五 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長の次に掲げる休暇（略）</p> <p>六 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長の週休日（略）</p> <p>七 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長並びに所長、教育機関の長及び県立学校の校長の（略）</p> <p>八 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長並びに所長、教育機関の長及び県立学校の校長の消防団員（略）</p> <p>九 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長並びに所長、教育機関の長及び県立学校の校長の履歴事項の異動に係る届出の受理に関すること。</p>	
教育総務課	<p>四 本庁部内の次長、参事、<u>副参事</u>及び<u>副技監</u>並びに本庁部内の課長及びこれに相当する職以下の職にある者（略）</p> <p>五 本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長並びに所長及び教育機関の長の育児休業法第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認（略）</p>	<p>二 （略）（教育次長、理事、部長、次長、参事、<u>副参事</u>及び<u>副技監</u>に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>九 本庁、教育事務所及び教育機関の職員（本庁部内の次長、参事、副参事、<u>副技監</u>及び課長並びに所長及び教育機関の長を除く。）（略）</p>

別表第一（第十四条）

三 その他の事務

課名	部長専決事項	課長専決事項
各課共通	<p>二 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長の旅行を命令し、（略）</p> <p>三 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長の年次休暇（略）</p> <p>五 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長の次に掲げる休暇（略）</p> <p>六 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長の週休日（略）</p> <p>七 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長並びに所長、教育機関の長及び県立学校の校長の（略）</p> <p>八 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長並びに所長、教育機関の長及び県立学校の校長の消防団員（略）</p> <p>九 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長並びに所長、教育機関の長及び県立学校の校長の履歴事項の異動に係る届出の受理に関すること。</p>	
教育総務課	<p>四 本庁部内の次長、参事及び<u>副参事</u>並びに本庁部内の課長及びこれに相当する職以下の職にある者（略）</p> <p>五 本庁部内の次長、参事、副参事及び課長並びに所長及び教育機関の長の育児休業法第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認（略）</p>	<p>二 （略）（教育次長、理事、部長、次長、参事及び<u>副参事</u>に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>九 本庁、教育事務所及び教育機関の職員（本庁部内の次長、参事、副参事及び課長並びに所長及び教育機関の長を除く。）（略）</p>

(2) 部長専決事項の見直し

令和5年3月に策定された「県立学校コミュニティスクール導入計画」において、原則として令和7年度までに全ての県立学校での導入を目標としていることから、今後、当該協議会の任用に関する事務の増加が見込まれる。現状、当該業務は教育長の専決事項とされていることから、決裁権限を部長へ引き下げることにより決裁の迅速化を図り、速やかな任命事務を遂行するため、所要の規定整備を行う。

●第十四条 部長及び課長の専決できる事項は、別表第一に定めるとおりとする。

新			旧		
別表第一（第十四条） 三 その他の事務			別表第一（第十四条） 三 その他の事務		
課名	部長専決事項	課長専決事項	課名	部長専決事項	課長専決事項
生涯学習課	一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定による認定を行うこと。 <u>二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五第二項の規定による学校運営協議会の委員の任命及び学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十四年千葉県教育委員会規則第一号）第十五条第一項の規定による学校運営協議会の委員の解任に関すること。</u>	一 社会教育法第九条の六（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により、社会教育主事等の研修を実施すること。 二 十六ミリ映写機操作講習を実施すること。	生涯学習課	一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定による認定を行うこと。 <u>(新設)</u>	一 社会教育法第九条の六（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により、社会教育主事等の研修を実施すること。 二 十六ミリ映写機操作講習を実施すること。

3 施行期日

令和6年4月1日